

財務省告示第二十六号

個人向け国債の取扱機関になることができる者のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めることが適当でないとして認められる者を除いた者を変更したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規定に基づき、個人向け国債の取扱機関になることができる者のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めることが適当でないとして認められる者を除いた者を定めた件（平成十七年十二月一日財務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月十日から適用する。

平成十八年一月二十日

財務大臣 谷垣 禎一

「八王子信用金庫」及び「太平信用金庫」を削り、「多摩中央信用金庫」を「多摩信用金庫」に改める。